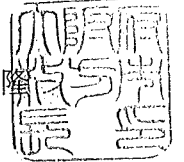


前枚方市議会議長	田口 敬規 様
前枚方市議会副議長	番匠 映仁 様
自由民主党・無所属の会代表	前田 富枝 様
日本共産党議員団代表	堤 幸子 様
連合市民の会代表	野村 生代 様
公明党議員団代表	丹生 真人 様
命を守る政治の会代表	漆原 周義 様

枚方市長 伏見



2026 年 4 月 27 日付け再度の公開質問状への回答について

日頃は、本市行政に多大なるご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、2026 年 4 月 27 日付けでご質問のありました標記の件につきましては、4 月 14 日付けで回答しました趣旨と同様、市長としての公的な部分（以下、「公務」という。）と、個人としての政治的活動（以下、「政務」という。）を区分してご回答させていただきます。

公務に係るご質問の「3. 倫理条例の形骸化（無意味さ）を証明する回答について 1）及び 2）」の「枚方市長の職務に係る倫理に関する条例（以下、「条例」という。）」に関しましては、下記のとおりご回答いたします。

また、タウンミーティングに関わる内容につきましては、別途、個人としてご回答いたします。

本件につきましては、私自身、真摯に反省し、引き続き、公務、政務のいずれにおきましても、本市の発展のため、誠意と熱意をもって尽力しておりますことを何卒、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

再度の公開質問状（公務に関する事項）に対する回答

質問 3. 倫理条例の形骸化（無意味さ）を証明する回答について

1) 倫理条例第 2 条における「公務に対する信用」の失墜について

市長は前回、枚方市長の職務に係る倫理に関する条例第 3 条について「執行機関の長としての行動基準」であるため、政務である本件には抵触しないと回答しました。しかし、同条例第 2 条第 2 項には「自らの行動が公務に対する信用に影響を与えることを常に認識して行動する」と規定されており、市長自身も第 2 条は「公私いかに関わらず」守るべき責務と認めています。市長の政治事務所が自治会を隠れ蓑にし、市民に十分な説明なく名簿を収集するような「政務」のやり方が、市長の「公務に対する信用」を著しく失墜させているとは認識していませんか。「政務だから」と言い張れば、市民からの信用を裏切っても条例違反にはならないとお考えですか。

回答

「政務だから」と言い張れば、市民からの信用を裏切っても条例違反にはならないとの考えは当然採っておりませんが、外形的にその様に見える政務を行ってしまったこと自体は真摯に反省し謝罪申し上げます。

市長の職務を遂行するにあたっては、条例を自らの行動規範として常に意識し行動する必要があり、私の政務活動においても同様、誠実に対処し、市民や議会からの信頼確保の観点は極めて重要であると考えています。そのため、自らの行動で疑義を与えてしまうことになれば改善・見直しが必要であり、今回のタウンミーティングに関しては、運営面において疑念等を抱かせる要因となり得ることから、今後さらに政治的中立性の確保が図れるよう運営面の改善を直ちに行ってまいります。

質問 3. 倫理条例の形骸化（無意味さ）を証明する回答について

2) 条例の実効性の否定について

本件のような「市政の私物化」とも言える事態が、上記の論理で倫理条例に一切違反しないとされるのであれば、現在の「枚方市長の職務に係る倫理に関する条例」は、権力者による公私混同を一切防ぐことができないのではないのでしょうか。極めて実効性のない無意味な条例であると制定した本人でもある市長自らが証明することになりますが、その見解に相違ありませんか。

回答

「市政の私物化ともいえる事態」との事実はないものと考えております。

また、条例第2条については、公私いかににも関わらず、自らの行動が市政への信用に影響を与えていることから、市長としての行動のみならず、政治活動においても遵守すべきものと認識しています。

公私混同といった疑義が生じないよう、前述のとおり改善を図るとともに、これまで以上に条例第2条を意識した行動を徹底することで、今後も市民の信頼の確保と倫理の保持に努めてまいります。

<参考> 条例の抜粋

- 第2条 市長は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者でないことを深く自覚し、市民の一部に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 市長は、自らの行動が公務に対する信用に影響を与えることを常に認識して行動するとともに、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務の遂行に取り組まなければならない。
 - 市長は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を有することを自覚し、市民の信頼に値する倫理性を保持するように努めなければならない。
- 第3条 市長は、次に掲げる倫理行動規準（以下「倫理行動規準」という。）に従って行動しなければならない。
- 市が行う許可、認可等の処分その他これらに類する行為又は市が行う売買、貸借、請負等の契約に関し、特定のものに有利又は不利な取扱いをしないこと。
 - 常に市民全体の利益を図ることをその指針として行動するものとし、自らの地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
 - 市民全体の代表者として、その品位や名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、市民から不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - 自らの立場を自覚し、職員の公正な職務の執行に支障を来し、又は来すおそれがある行為をしないこと。
 - 政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- 2 市長は、自らの行為が倫理行動規準に違反するとの疑惑や不信を市民に持たれたときは、誠実に疑惑の解明に努めるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

担当：枚方市役所 市長公室 富田
電話：072-841-1255

※政務に関する事項については、下記へお問い合わせください。

伏見たかしを支援する会

電話：072-896-5191 FAX:072-896-5192 Email:fushimi@ray.ocn.ne.jp